

# 暴力団等反社会的勢力排除条項の導入について

## 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ

平成19年6月 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

○企業が反社会的勢力による被害を防止するための方策の一つとして、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入することが求められている。

平成22年12月 「企業活動からの暴力団排除の取組について」

○各府省は、関係業界に対する指針の更なる普及啓発に努め、とりわけ、取引約款等に暴力団排除条項を導入すること等の具体的な取組がなされるよう留意する。

○各府省は、業界団体による、業種ごとの標準契約約款に盛り込むべき暴力団排除条項のモデル作成を支援する。



平成19年12月「不動産業における犯罪収益移転防止法及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」を設置



平成23年5月末 不動産流通4団体が暴力団等反社会的勢力排除条項をとりまとめ

社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

社団法人 全日本不動産協会

社団法人 不動産流通経営協会

社団法人 日本住宅建設産業協会



国土交通省及び警察庁  
による支援

## 売買契約書のモデル条項例



平成23年6月以降、各団体において、順次導入（講習会等を通じて普及・啓発）  
（モデル条項例の概要）

○自らが、暴力団等反社会的勢力ではないことを確約する。

○自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないことを確約する。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

→確約に反する申告、確約に反する行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

○買主は、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。

→買主が確約に反し、本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供した場合には、

売主は何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

→買主は売主に対し、違約金(売買代金の20%相当額)に加え、違約罰(売買代金の80%相当額)を支払う。